

公用車総合管理業務委託（軽自動車）

特記仕様書

1 目的

本仕様書は、明石市総務局財務室管財担当（以下「委託者」という。）が保有する車両（以下「車両」という。）の安全な運行に資するため、その法令に基づく点検整備等維持管理を受託した者（以下「受託者」という。）の業務範囲及び内容を定めるものである。

2 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、道路運送車両法（以下「法」という。）及びその他関係する法令等を遵守しなければならない。

3 履行期間

履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 車検業務（法第62条に規定する検査）

契約期間中に自動車検査証の有効期間（以下「車検期間」という。）が満了する車両（対象車両は別紙1「車両一覧表」に記載）に対して行う。車検に係る継続検査登録手数料印紙代は契約金額に含めるものとし、それらの納付等に伴う一切の手続きは、受託者の責任において行う。なお、車検に係る自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税印紙代については契約金額に含まれないものとするが、車検の都度、委託者へ請求することとする。また、車検完了後には更新された車検証の写しを、また自動車検査証記録事項が発行された場合はその写しも併せて委託者へ提出しなければならない。

(2) 定期点検業務（法第48条に規定する点検）

契約期間中に車検期間が満了しない車両（対象車両は別紙1「車両一覧表」に記載）に対して法定定期点検（12ヶ月点検整備）を行う。また、点検完了後には、点検整備記録簿の写しを委託者へ提出しなければならない。

(3) 車検及び定期点検に伴う整備業務

別紙2「車両整備内容一覧表（以下「整備表」という。）」に基づき、上記(1)及び(2)の業務に係る整備を行う。整備表に記載された整備において、消耗品等に交換の必要が生じた際の一切の費用は契約金額に含めるものとする。整備表に記載のない整備を行う場合は、その都度委託者の了承を得た上で行うものとし、その費用は、別途委託者が負担する。

(4) エンジンオイル交換業務

車両のエンジンオイルについて、その車両が直近の法定点検（車検もしくは法定12ヶ月点検）を受けた後6ヶ月が経過した際、又は委託者が申し出た場合は、受託者は車

両を引き取りの上、エンジンオイルの交換整備を行い、引き取った場所への納車を速やかに行う。本業務における費用は契約金額に含めるものとする。ただし、このエンジンオイルのみの交換作業については、各車両につき年1回を上限とする。

5 車両の引き取り及び納車

(1) 引き取り

① 場所

受託者は、前項各号の業務を行うにあたり、車両の引き取りを行う。なお、車両の引き取り場所は、原則として配置場所とし、車両が配置場所以外の場所において自走不能の状態に陥り、または安全上の理由から自走して配置場所へ帰着することが適当でない場合又は委託者が申し出た場合は、委託者と受託者が協議の上、引き取り場所を定める。

配置場所	明石市中崎1丁目5-1	明石市役所
	明石市大久保町大窪6-1-2	大久保市民センター
	明石市魚住町西岡500-1	魚住市民センター
	明石市二見町東二見457-1	二見市民センター
	明石市人丸町2-6	市立天文科学館
	明石市東仲ノ町6-1	アスピア明石
	明石市魚住町長坂寺1250	市立明石商業高等学校

② 費用

車両の引き取りに係る費用は、受託者が負担する。ただし、明石市外の場所において車両の引き取りが必要になった場合は、委託者がその費用を負担する。

(2) 納車

① 場所

受託者は、対象車両の配置場所に納車する。ただし、委託者が申し出た場合は、委託者と受託者が協議の上、別に納車場所を定める。

② 費用

受託者は、納車に係る費用を負担する。

6 車体洗浄及び車内清掃の実施

受託者は、車検整備業務及び定期点検整備業務時に限り、対象車両の車体洗浄及び車内清掃（以下「洗車」という。）を行う。洗車の方法は受託者が決定する。

7 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は別途協議する。